附　則

（施行期日）

第一条　この省令は、不正競争防止法等の一部を改正する法律の施行の日（令和元年七月一日）から施行する。

（経過措置）

第二条　この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この省令による改正後の様式によるものとみなす。

２　この省令の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

○農林水産省令第十号

不正競争防止法等の一部を改正する法律（平成三十年法律第三十三号）の施行に伴い、不正競争防止法等の一部を改正する法律の施行に伴う農林水産省関係省令の整理に関する省令を次のように定める。

令和元年六月二十七日　農林水産大臣　吉川　貴盛

不正競争防止法等の一部を改正する法律の施行に伴う農林水産省関係省令の整理に関する省令

（獣医師法施行規則等の一部改正）

第一条　次に掲げる省令の規定中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

一　獣医師法施行規則（昭和二十四年農林省令第九十三号）第六号様式

二　森林病害虫等防除法施行規則（昭和二十五年農林省令第三十五号）別記様式

三　家畜改良増殖法施行規則（昭和二十五年農林省令第九十六号）別記様式第一号から別記様式第三号まで、別記様式第五号から別記様式第八号の三まで及び別記様式第十三号から別記様式第十九号まで

四　農薬取締法施行規則（昭和二十六年農林省令第二十一号）別記様式第一号から別記様式第十四号まで及び別記様式第十六号から別記様式第十九号まで

五　農産物検査法施行規則（昭和二十六年農林省令第三十二号）別記様式第二十号

六　漁港漁場整備法施行規則（昭和二十六年農林省令第四十七号）別記第五号様式、別記第六号様式及び別記第十号様式

七　水産資源保護法施行規則（昭和二十七年農林省令第四十四号）別記様式第一号から別記様式第三号まで

八　酪農及び肉用牛生産の振興に関する法律施行規則（昭和二十九年農林省令第五十一号）別記第一号様式から別記第三号様式まで

九　輸出水産業の振興に関する法律施行規則（昭和二十九年農林省令第七十二号）別記第一号様式

十　家畜取引法施行規則（昭和三十一年農林省令第四十三号）別記様式第一号から別記様式第六号まで

十一　家畜商法施行規則（昭和三十七年農林省令第四号）別記様式第一号及び別記様式第五号から別記様式第十一号まで

十二　林業種苗法施行規則（昭和四十五年農林省令第四十号）別記様式第一号から別記様式第十一号まで

十三　卸売市場法施行規則（昭和四十六年農林省令第五十二号）別記様式第一号から別記様式第三号まで

十四　漁業経営の改善及び再建整備に関する特別措置法施行規則（昭和五十一年農林省令第二十四号）別記様式第一号及び別記様式第二号

十五　飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令（昭和五十一年農林省令第三十五号）別表第二

十六　飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律施行規則（昭和五十一年農林省令第三十六号）別記様式第一号から別記様式第四号まで、別記様式第八号から別記様式第十九号まで及び別記様式第二十一号から別記様式第五十四号まで

十七　食品等の流通の合理化及び取引の適正化に関する法律施行規則（平成三年農林水産省令第三十八号）別記様式第一号から別記様式第三号まで

十八　牛及び豚のうち純粋種の繁殖用のもの並びに無税を適用する馬の証明書の発給に関する省令（平成七年農林水産省令第十三号）別記様式第一号及び別記様式第二号

十九　主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律施行規則（平成七年農林水産省令第十七号）別記様式第一号及び別記様式第十号から別記様式第十三号まで

二十　海洋生物資源の保存及び管理に関する法律施行規則（平成八年農林水産省令第三十一号）別記様式第一号及び別記様式第二号

二十一　持続的養殖生産確保法施行規則（平成十一年農林水産省令第三十一号）別記様式第一号及び別記様式第二号

二十二　犬等の輸出入検疫規則（平成十一年農林水産省令第六十八号）別記様式第一号から別記様式第三号まで及び別記様式第五号の一から別記様式第五号の四まで

二十三　家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律施行規則（平成十一年農林水産省令第七十四号）別記様式

二十四　農業法人に対する投資の円滑化に関する特別措置法施行規則（平成十四年農林水産省令第五十二号）別記様式第一号から別記様式第三号まで

二十五　遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律第三十二条の規定による立入検査等及び報告に関する省令（平成十六年農林水産省令第十号）別記様式

二十六　動物用医薬品等取締規則（平成十六年農林水産省令第百七号）別記様式第一号から別記様式第四十二号まで、別記様式第四十四号から別記様式第四十七号まで、別記様式第四十九号から別記様式第七十八号まで、別記様式第八十号、別記様式第八十一号、別記様式第八十三号から別記様式第八十七号まで及び別記様式第九十号から別記様式第百二号まで

二十七　経済連携協定に基づく農林水産省の所掌事務に係る物資の関税割当制度に関する省令（平成十七年農林水産省令第十二号）別記様式第一及び別記様式第三

二十八　森林の間伐等の実施の促進に関する特別措置法施行規則（平成二十年農林水産省令第三十七号）別記様式

二十九　農林水産関係科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律施行規則（平成二十年農林水産省令第六十八号）別記様式第一号から別記様式第八号まで

三十　愛がん動物用飼料の安全性の確保に関する法律第十三条の規定による立入検査等及び報告に関する省令（平成二十一年農林水産省令第三十一号）別記様式

三十一　地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律施行規則（平成二十三年農林水産省令第七号）別記様式第一号から別記様式第四号まで

三十二　株式会社農林漁業成長産業化支援機構法施行規則（平成二十四年農林水産省令第五十八号）別記様式

三十三　花きの振興に関する法律施行規則（平成二十六年農林水産省令第六十四号）別記様式第一号から別記様式第四号まで

三十四　日本農林規格等に関する法律等に規定する検査身分証明書の様式を定める省令（平成三十一年農林水産省令第八号）別記様式

（日本農林規格等に関する法律施行規則の一部改正）

第二条　日本農林規格等に関する法律施行規則（昭和二十五年農林省令第六十二号）の一部を次のように改正する。

別記様式第十八号中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

別記様式第十九号中「・日本工業規格」を「、日本産業規格」に改める。